

# 告 示

## 埼玉県告示第千二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
明戸北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	塚 田 勝 正	埼玉県深谷市蓮沼五十六番地六
同	長谷川 雄 治	同 熊谷市永井太田千七十一番地二
同	小久保 幸 伯	同 同 八百八十八番地